

## 組織規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 雲柱社の定款を補完して、その組織を明確にすることを目的とする。

(運営及び組織)

第2条 社会福祉法人 雲柱社は、事業基本理念（別掲）実現のため、社会福祉法並びに児童福祉法等に基づき次の施設等の効率的運営を図り、利用者のニーズに則した処遇を期する。

(1) 保育ブロック

愛の園保育園  
五日市保育園  
神愛保育園  
祖師谷保育園  
高根学園保育所  
ともしび保育園  
光の園保育学校  
黎明保育園  
れいめい堀切学童保育クラブ  
れいめい宝学童保育クラブ  
烏山保育園

(2) 「グループかがわ」ブロック

賀川学園  
かがわ工房  
さくらの木  
小金井市福祉共同作業所  
かがわの家（グループホーム）  
ワークスタジオかがわ  
かがわサポートセンターウイングス  
小金井生活実習所

(3) 委託事業ブロック

墨田区さくら橋コミュニティセンター  
墨田区フレンドリープ ㈱ 墨田児童会館  
墨田区フレンドリープ ㈱ 文花児童館

墨田区フレンドリーラザ外手児童館  
荒川区汐入ふれあい館  
荒川区第七峡田小学童クラブ  
大田区上池台児童館  
狛江市立岩戸児童センター  
狛江市立和泉児童館  
江東区深川学童クラブ  
日野市たまだいら児童館ふれっしゅ  
江東区大島四丁目学童クラブ  
江東区大島八丁目学童クラブ  
江東区平野児童館  
江東区亀戸児童館  
荒川区汐入小学童クラブ

江東区東陽子ども家庭支援センター  
江東区大島子ども家庭支援センター  
江東区深川北子ども家庭支援センター  
狛江市ファミリーサポートセンター  
小金井市ファミリーサポートセンター  
小平市子ども家庭支援センター  
江東区南砂子ども家庭支援センター  
練馬区光が丘子ども家庭支援センター  
小平市ファミリーサポートセンター

2 法人の行う社会福祉事業を充実させていくために、法人本部事務局の下に次の収益事業を行う。

賃貸店舗和光ビル  
賃貸共同住宅友愛コーポ

(理事長の権限)

第3条 理事長は法人を代表して、第2条の業務を統括する。

(理事長の専決事項)

第4条 理事長が専決できる業務は、別紙のとおりとする。

(常務理事の職務)

第5条 常務理事は理事長を補佐し、業務を処理する。

(法人本部事務局)

第6条 この法人に法人本部事務局をおき、関係機関との連絡調整、及び組織全体の運営管理を調整する。また、財務、労務、人材育成、相談企画、援助企画及び委託事業契約等の企画研究を調整する。

- 2 法人本部に事務局長をおく。事務局長は理事長、常務理事の命をうけ第6条1項の調整業務並びに収益事業の業務を統括する。

(保育園)

第7条 この法人の保育園に保育園長をおく。保育園長は、理事長の命をうけ、保育園の業務を統括する。また必要に応じ、園長のもとに副園長をおくことができる。

- 2 保育園長のもとに主任をおく。主任は保育園長の命をうけ、所管の業務を処理する。

(知的障害児通園施設並びに知的障害者通所授産施設等)

第8条 この法人の知的障害児通園施設並びに知的障害者通所授産施設に施設長をおく。又、その他の障害児・者事業には管理者をおき、これを施設長とする。施設長は理事長の命をうけ、知的障害児通園施設並びに知的障害者通所授産施設等の業務を統括する。

2 施設長のもとに主任をおくことができる。主任は施設長の命をうけ、所管の業務を処理する。

(委託事業等施設)

第9条 この法人の委託事業等の施設に館長（あるいは所長）をおく。館長（あるいは所長）は理事長の命をうけ、施設の業務を統括する。

2 館長（あるいは所長）のもとに必要に応じ副館長をおくことができる。副館長は、館長（あるいは所長）の命をうけ館長業務（あるいは所長業務）を補佐する。

(協議機関)

第10条 第2条の目的を達成するため、次の機関をおく。

- (1) 常任理事会
- (2) 本部役員会（担当理事会）
- (3) 全体施設長会
- (4) ブロック施設長会
- (5) ブロック会

(分掌事項)

第 11 条 前条の各機関の分掌事項は次のとおり。

- (1) 常任理事会は、理事長のもとに、理事長が指名し理事会において承認された者をもって構成し、理事会の円滑な運営、緊急を要する法人の重要な意思決定など第 2 条に規定する施設等の運営全般に関する事項について、一体的かつ効率的運営ができるように協議する。なお、法人本部事務局長は職務としてこの会に常時出席する。
- (2) 本部役員会（担当理事会）は、理事長が指名した施設長（あるいは館長、所長）兼務理事によって構成し、施設等の円滑な運営、緊急を要する施設等の重要な意思決定など、施設等の運営全般に関する事項について、一体的かつ効率的運営ができるように協議する。なお、法人本部事務局長は職務としてこの会に常時出席する。
- (3) 全体施設長会は、原則として各施設の施設長（あるいは館長、所長）及び法人本部事務局長で構成し施設運営の問題点や事務事業の調整等について協議する。協議結果の重要な事項については、理事長へ法人本部事務局長から報告、又は提案する。
- (4) ブロック施設長会は、原則としてブロックごとの各施設の施設長（あるいは館長、所長）で構成し、施設運営の問題点や事務事業の調整等について協議する。なお、場合により各施設の主任（あるいは館長補佐、所長補佐）にも出席をもとめることができる。
- (5) ブロック会は、原則として第 2 条に掲げられたブロックごとの各施設の職員（主任・保育士・指導員・保健・調理等）で構成し、職務遂行上の諸問題等について協議する。
- (6) 理事長、常務理事及び法人本部事務局長は、必要なときはいつでも全体施設長会・ブロック施設長会・ブロック会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会)

第 12 条 第 2 条の目的を達成するため、次の委員会をおく。

- (1) 人事委員会
- (2) 専門委員会

(人事委員会の構成・目的)

第 13 条 人事委員会は、理事長に指名された法人の理事によって構成され、理事長の諮問機関として、事業の拡充と業務の円滑な展開のために人材育成、人事の刷新、並びに適材適所の人事を行うことを目的とする。尚、法人本部事務局長は職務としてこの委員会に常

時出席する。

(専門委員会の構成・目的)

第14条 専門委員会は、原則として理事長が指名した各施設の職員及び常務理事、法人本部事務局長で構成し、法人の事業の向上と業務の円滑な展開のために、企画研究等を行い、理事長に提案する。

専門委員会は次のとおり。

- (1) 研修委員会
- (2) 広報委員会
- (3) その他の委員会（理事長が必要と認めるもの）

(費用・報酬等)

第15条 理事長は、理事・監事等が法人のための会議に出席したり、又は調査・業務活動等を行うときは、予算に定める範囲内で必要に応じてその費用を支弁し、報酬を支払うことができる。

(組織)

第16条 第2条に示す組織図（機能図）は別図のとおりとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は2001（平成13）年4月1日から実施する。

2006（平成18）年4月1日改訂

2007（平成19）年4月1日改訂

雲柱社は、キリスト教社会事業家・賀川豊彦によって設立された法人です。賀川は若き日にスラムに身を投じて貧しい人々の救済活動に取り組みました。やがてその活動は、人間の自立と共生を目指す、各種の社会運動や福祉事業へと発展して行きました。雲柱社は、このような賀川豊彦の精神と実践を継承し、キリスト精神を基盤として、時代の要請に応え、かつ、時代の先駆けたらんことを願いつつ社会福祉事業に従事しています。そこで、法人の事業基本理念と各事業所の理念を次のように定めます。(1999年12月24日)

#### **社会福祉法人 雲柱社 事業基本理念**

- (1) 私たちは、賀川豊彦の思想と実践(キリスト精神)を継承し、神と人にと仕える仕事をします。
- (2) 私たちは、一人ひとりの人格を尊重し、その成長を支援します。
- (3) 私たちは、常に利用者の立場に立って、そのニーズに応え、サービスの向上に努めます。
- (4) 私たちは、地域社会の福祉課題を積極的に掘り起こし、それに取り組みます。

#### **社会福祉法人 雲柱社 保育事業目標**

- (1) 私たちは、子どもたちが神を敬い、人を愛するように成長することを願って保育をします。
- (2) 私たちは、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、それを受け入れ伸ばしていく保育をします。
- (3) 私たちは、子どもたちの自ら育つ力を信じ、意欲を育て支える保育をします。
- (4) 私たちは、子どもたちが心身共に健やかに育つために、保護者の子育てを支援します。
- (5) 私たちは、地域に開かれた保育園を目指します。
- (6) 私たちは、保育の質の向上を常に心がけ、専門の知識を深め、技能の研鑽に努めます。

#### **社会福祉法人 雲柱社 グループかがわ事業目標**

- (1) 私たちは、障害児・者一人ひとりが神に愛され、生かされているという事実を立て事業を行います。
- (2) 私たちは、障害児・者一人ひとりの人格と個性を尊重し、その成長と生活を支援します。
- (3) 私たちは、障害児・者の家族が抱える課題を深く受けとめ、その解決に向けて努力します。
- (4) 私たちは、地域社会の障害者福祉のニーズを掘り起こし、積極的にこれに取り組み、共に生きることを目指す、地域のセンターとしての役割を果たすことに努めます。
- (5) 私たちは、障害児・者一人ひとりのハンディキャップを理解し、かれらに最適のケアを提供するために、専門の知識を深め、技能の研鑽に努めます。

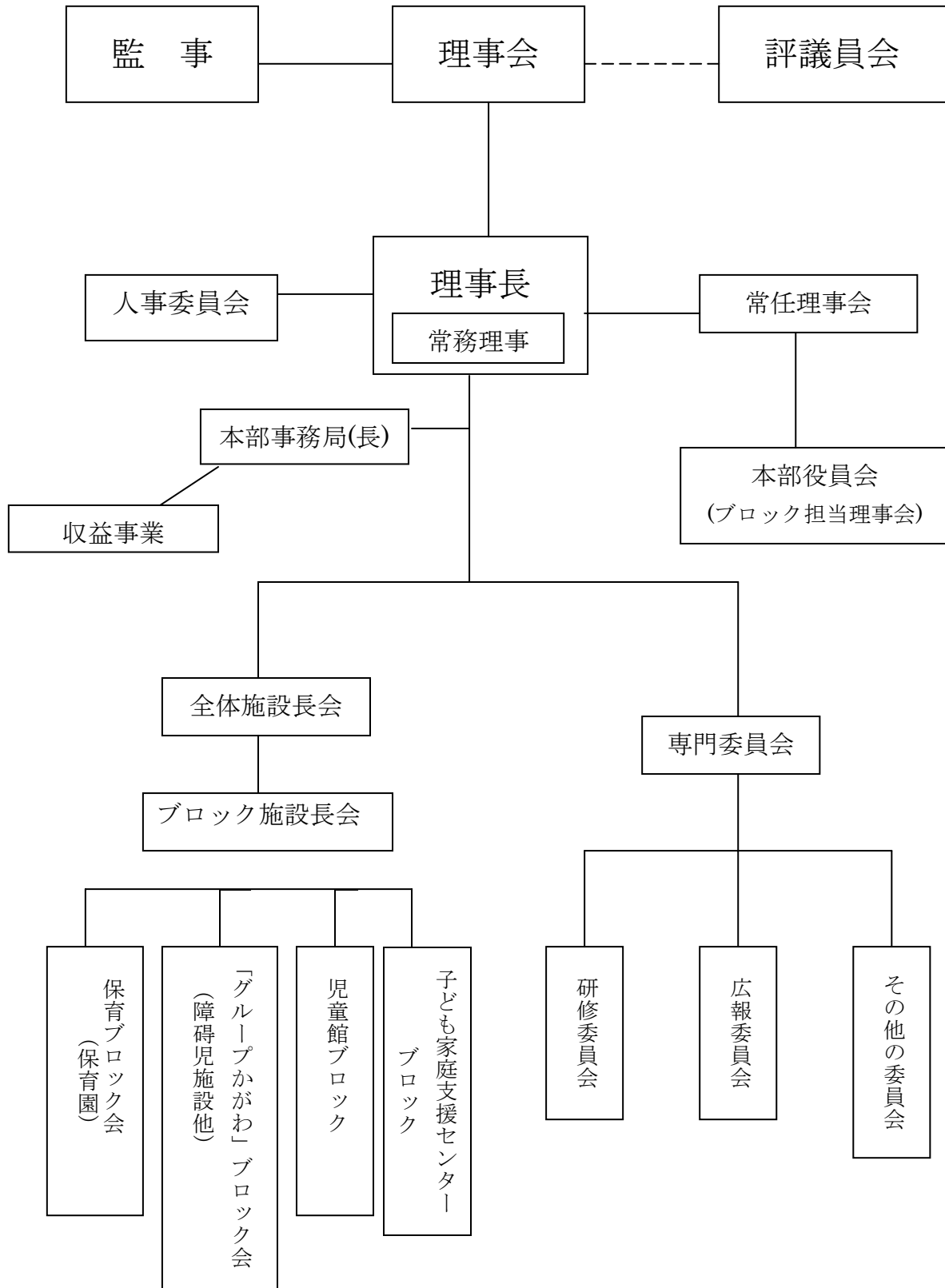
### **社会福祉法人 雲柱社 児童館事業目標**

- (1) 私たちは、みんなの居場所となる児童館を目指します。
- (2) 私たちは、子どもたちが多くの人と出会い、遊びや行事などへの参加を通して社会力を培う児童館を目指します。
- (3) 私たちは、子どもたちやその家族が抱えている問題を受け止め、共に担う児童館を目指します。
- (4) 私たちは、世界の人たちと共に生きるための学習や異文化体験、ボランティア活動などに取り組む児童館を目指します。
- (5) 私たちは、子どもたちが平和を愛し、差別や偏見に立ち向かう力を育む児童館を目指します。

### **社会福祉法人 雲柱社子ども家庭支援センター事業目標**

- (1) 私たちは、地域の子どもとその家族一人ひとりが、神に愛され、生かされているという事実を立て、事業を行います。
- (2) 私たちは、地域の子どもとその家族一人ひとりの人格と個性を尊重し、子ども達が心身ともに健やかに育つまちや社会をつくることを目指します。
- (3) 私たちは、センターがそこに集うすべての子どもと大人にとって、安全で安心、大切にされていると感じることのできる場となるよう、日々努力します。
- (4) 私たちは、地域の子どもとその家族が抱える問題を受け止め、よりよい解決に向かえるよう、専門性に基つき対応します。
- (5) 私たちは、地域の人々や他の専門機関と連携して、子どもとその家族のニーズに合わせて、必要な支援を行うことに努めます。

人組織規程の組織図（機能図）



別紙 理事長の専決事項

- ①「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- ②職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事
- ③債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

注) 当該処分について理事長個人が特定の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ④設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑤建設工事請負や物品納入などの契約のうち次のような軽微なもの。

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設整備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑥基本財産以外の固定資産の取得及び改良などのための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

注) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑦損傷その他の理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く

注) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

- ⑧予算上の予備費の支出

- ⑨入所者・利用者の日常の処遇に関する事

- ⑩入所者の預り金の日常の管理に関する事

- ⑪寄付金等の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

注) 寄附金の募集に関する事項は専決出来ないこと。

尚、これらの中には諸規定において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。